

港区民設学童クラブ運営費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、港区において児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ」という。）を実施する事業者に対し、港区民設学童クラブ運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、学童クラブが児童や保護者の多様なニーズに対応できる体制を整えるとともに、児童の健全な育成環境を確保し、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(補助の要件)

第 2 条 この要綱による補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

(1) 港区児童福祉法施行細則（昭和 4 0 年港区規則第 6 号）第 9 条の 1 5 に規定する放課後児童健全育成事業実施届（別記第 1 8 号様式の 3 0）を区長に届け出ること。

(2) 港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年港区条例第 2 9 号）及び港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 2 6 年港区規則第 8 2 号）並びに東京都認証学童クラブ事業実施要綱（令和 7 年 3 月 2 7 日付 6 福祉子家第 3 2 0 1 号）に基づき、学童クラブを実施すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置し、及び事業を実施する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（港区暴力団排除条例（平成 2 6 年港区条例第 1 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象事業)

第 3 条 この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表要件の欄に定める要件を満たす事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 学童クラブを利用できる者は、小学校に就学している児童のうち、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者であって、区内に居住する者又は区内の小学校に就学している者であること。

(2) 前号の児童の利用の申請に対し、定員による制限を除き、利用の制限がされないこと。

(3) 他の助成金、委託料等を受け、又は受ける予定がないこと。

(4) 政治若しくは宗教的活動又は営利を目的とした活動でないこと。

(5) 社会的に問題視されており、区が補助金を交付した場合に、その事業等を区が擁護し、又は容認していると誤解を生じるおそれがある事業等でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表補助対象経費の欄に定める経費のうち、区長が必要と認めるものとする。

2 補助金の額は、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額、実支出額又は別表基準額の

欄に規定する額で最も少ない額を別表事業の欄に規定する事業ごとに合算した額の合計額とし、予算の範囲内において交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、補助対象事業ごとにこれを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、区長が別に定める日までに、港区民設学童クラブ運営費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 港区民設学童クラブ運営費補助金交付申請額内訳書(第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式)
- (3) 収支予算書(第4号様式)
- (4) 児童名簿(第5号様式)
- (5) 放課後児童支援員等調書(第6号様式)
- (6) 施設の現況調書(第7号様式)
- (7) 施設の賃貸借契約書等の写し(賃借料補助に係る申請の場合に限る。)
- (8) 補助対象事業を利用する児童に係る賠償責任保険、傷害保険等の申込みの写し
- (9) 職員の資質向上のための研修計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査するほか、必要に応じて現地調査をし、補助金の交付を適当と認めるときは港区民設学童クラブ運営費補助金交付決定通知書(第8号様式)により、補助金の交付が不適当と認めるときは港区民設学童クラブ運営費補助金不交付決定通知書(第9号様式)により、申請者に通知する。

(補助金の変更交付申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定後の事情の変更等により、第5条の規定による申請の内容を変更しようとする場合は、港区民設学童クラブ運営費補助金変更交付申請書(第10号様式)に必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。この場合において、当該申請に係る交付決定及び当該補助事業者に対する通知については、前条の規定を準用する。

(補助対象事業の報告)

第8条 補助事業者は、毎月5日までに、前月から当月1日までの学童クラブの実施状況について、港区民設学童クラブ事業実施状況報告書(第11号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に報告しなければならない。

- (1) 当月における学童クラブの利用に係る児童の名簿
- (2) 前月における学童クラブの利用に係る児童の出欠表
- (3) 当月の放課後児童支援員等の名簿
- (4) 前月の放課後児童支援員等の勤務状況表
- (5) 前4号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(実績報告及び補助金の額の確定)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、港区民設学童クラブ運営費補助金実績報告書(第12号様式)及びその他区長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 区長は、前項の実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書の審査及び必要に応

じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、港区民設学童クラブ運営費補助金額確定通知書(第13号様式)により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条2項の規定による額の確定後に補助金の支払いを受けようとするとき又は補助金の概算払いを受けようとするときは、請求書(第14号様式)により、区長に対し補助金を請求する。ただし、概算払いで補助金の請求をするときは、第6条の規定により交付決定を受けた額の2分の1を限度とする。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第11条 区長は、第6条の規定による補助金の交付決定の後においても、事情の変更により必要が生じたときは、この交付決定を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずる。

2 区長は、第9条第2項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に交付した額が当該交付すべき補助金の額を超えているときは、その超過した部分について、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第13条 補助事業者は、第11条第2項第1号から第3号までの規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 区長が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、当該補助事業者が定められた納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(他の補助金の一時停止等)

第14条 補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又

は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(関係書類の整理保管)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、区長の求めに応じて提出できるようにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助金の交付に係る年度の終了の日から5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産について、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年4月1日こども家庭庁告示第9号）」に定める期間を経過するまでは、区長の承認を得ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 区長は、前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

(仕入控除税額の報告)

第18条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第15号様式）により速やかに区長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が全国的に学童クラブを展開する組織の一支部、一支社又は一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等(以下この項において「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告をした場合は、当該本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

3 区長は、前2項の規定による報告を受けた場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

事業	要件	補助対象経費	基準額
放課後児童健全育成	1 「放課後児童健全	人件費、物品購入費、維持	1 基本額（1支援の単位当たり年額） （1）構成する児童の数が1～19人の支援の単位 4,615,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）

<p>事業</p>	<p>育成事業」の実施について（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）別添1に規定する事業に該当すること。</p> <p>2 東京都学童クラブ事業実施要綱（平成27年7月27日27福保</p>	<p>管理費その他の都 要綱別添 1に規定 する事業 に要する 経費（飲 食物費を 除く。）</p>	<p style="text-align: right;">×30,000円</p> <p>(2) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 6,939,000円－(36人－支援の単位を構成する児童数) ×27,000円</p> <p>(3) 構成する児童の数が36人以上の支援の単位 6,939,000円</p> <p>2 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×28,000円 （1日8時間以上開所する場合）</p> <p>3 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×28,000円</p> <p>4 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） （1）平日分（18時半を超えた開所時間を設定する場合） 18時半を超える時間×720,000円 （2）長期休暇等分（1日8時間を超えた開所時間を設定する場合） 1日8時間を超える時間×324,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>
-----------	--	--	--

<p>子家第 358 号。以下「都 要綱」 とい う。)別 添1に 規定す る事業 に該当 すること。 3 常勤 の放課 後児童 支援員 を2名 以上配 置する こと。</p>		
<p>1 国要 綱別添 1に規 定する 事業に 該当す ること。 2 都要 綱別添 1に規 定する 事業に 該当す ること。 3 常勤 の放課 後児童 支援員</p>	<p>人件費、 物品購入 費、維持 管理費そ 他の都 要綱別添 1に規定 する事業 に要する 経費(飲 食物費を 除く。)</p>	<p>1 基本額(1支援の単位当たり年額) (1) 構成する児童の数が1~19人の支援の単位 2,794,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) ×30,000円 (2) 構成する児童の数が20~35人の支援の単位 5,117,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童数) ×27,000円 (3) 構成する児童の数が36~45人の支援の単位 5,117,000円 2 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) × 21,000円 (1日8時間以上開所する場合) 3 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 21,000円 4 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (1) 平日分(18時半を超えた開所時間を設定する場合) 18時半を超える時間 × 449,000円</p>

	を1名配置すること。		<p>(2) 長期休暇等分(1日8時間を超えた開所時間を設定する場合) 1日8時間を超える時間×202,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>
障害児受入推進事業	<p>1 国要綱別添3の3(3)に規定する事業に該当すること。</p> <p>2 都要綱別添3の3(3)に規定する事業に該当すること。</p>	都要綱別添3の3(3)に規定する経費	<p>(1 支援の単位当たり年額) 2,232,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>
放課後児童クラブ運営支援事業	<p>1 国要綱別添4に規定する事業に該当すること。</p> <p>2 都要綱別添4に規定する事業に該当すること。</p>	都要綱別添4に規定する経費	<p>1 賃借料補助(1支援の単位当たり年額) 10,620,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p> <p>2 移転関連費用補助(1支援の単位当たり年額) 2,500,000円</p> <p>3 土地借料補助(1支援の単位当たり年額) 6,100,000円</p>

<p>放課後 児童ク ラブ送 迎支援 事業</p>	<p>1 国要 綱別添 5に規 定する 事業 (5 (2) を除 く)に 該当す ること。 2 都 要綱別 添5に 規定す る事業 (5 (2) を除 く)に 該当す ること。</p>	<p>人件費、 バス等車 両に係る 燃料費そ 他の都 要綱別添 5に規定 する経費</p>	<p>(1 支援の単位当たり年額) 1,163,000 円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>
<p>障害児 受入強 化推進 事業</p>	<p>1 国要 綱別添 7の3 (1)ウ 及び③ 並び に(2) ①ウ及 び②に 規定す る事業 に該当 すること。 2 都 要綱別 添7の3 (1)</p>	<p>都 要綱別 添7の3 (1)ウ 並びに (2)① ウ及び② に規定す る経費</p>	<p>1 障害児を3人以上受け入れる場合(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,232,000 円</p> <p>(2) 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 ア 職員を1人配置 2,232,000 円 イ 職員を2人以上配置 4,464,000 円</p> <p>(3) 障害児を9人以上受け入れる場合 ア 職員を1人配置 2,232,000 円 イ 職員を2人配置 4,464,000 円 ウ 職員を3人以上配置 6,696,000 円</p> <p>2 医療的ケア児を受け入れる場合(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 看護職員等を配置 4,061,000 円 (2) 看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000 円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額</p>

	<p>ウ並びに(2) ①ウ及び②に規定する事業に該当すること。</p>		<p>に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>
<p>小規模放課後児童クラブ支援事業</p>	<p>1 国要綱別添8に規定する事業に該当すること。 2 都要綱別添8に規定する事業に該当すること。</p>	<p>都要綱別添8に規定する経費</p>	<p>(1 支援の単位当たり年額) 697,000 円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>
<p>放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</p>	<p>1 国要綱別添10に規定する事業に該当すること。 2 都要綱別添10に規定する事業に該当すること。</p>	<p>都要綱別添10に規定する事業に要する経費</p>	<p>(1 支援の単位当たり年額) 3,136,000 円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>

放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	<p>1 国要綱別添11に規定する事業に該当すること。</p> <p>2 都要綱別添11に規定する事業に該当すること。</p>	都要綱別添11に規定する事業に要する経費	(1 事業所当たり年額) 600,000 円
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	<p>1 国要綱別添12に規定する事業に該当すること。</p> <p>2 都要綱別添12に規定する事業に該当すること。</p>	都要綱別添12に規定する事業に要する経費	<p>(1 支援の単位当たり年額) 1～3の合計額</p> <p>1 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 131,000 円</p> <p>2 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 263,000 円</p> <p>3 2の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 394,000 円</p> <p>※ 1支援の単位当たりの基準額は、919,000 円を上限とする。 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>
学童クラブにおける医療的ケア児等受入支援事業	都要綱別添14の3(1)ウ、(2)ウ及び(3)に規定する	都要綱別添14の3(1)ウ、(2)ウ及び(3)に規定する	(1 支援の単位当たり年額) 7,500,000 円

業	事業に該当すること。	経費	
放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	<p>1 国要綱別添13に規定する事業に該当すること。</p> <p>2 都要綱別添15に規定する事業に該当すること。</p>	都要綱別添15に規定する事業に要する経費	<p>支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数</p> <p>※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1か月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1か月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。</p> <p>ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。</p> <p>なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。</p>
東京都認証学童クラブ事業	都認証要綱に規定する事業に該当すること。	都要綱に規定する各事業（別添2を除く。）の支出額から補助基準額を差し引いた額。ただし、上記により算出した補助対象経費が0円を下回る場合は、0円とする。	<p>1 基本分 6,187,000円（1支援の単位当たり年額）</p> <p>2 長時間開所加算 午前8時より前や午後7時を超えた開所時間を設定する場合には、以下の金額を加算する。 「午前8時より前の時間」及び「午後7時を超える時間」の年間合計時間×1,700円（1支援の単位当たり年額） なお、年間合計時間の30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げて算出する。</p> <p>3 常勤複数配置加算 放課後児童支援員（常勤職員※に限る。）を2名以上配置した場合に、2,000,000円（1支援の単位当たり年額）を加算する。 ※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として学童クラブごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」の全てを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。</p> <p>4 場所の複数確保加算 専用区画とは別に、体を動かす遊びや体験活動を行う場、静養できる場などを設け、学童クラブでの過ごし方を選択できるように</p>

			<p>取り組んでいる場合に、1,929,000円（1支援の単位当たり年額）を加算する。</p> <p>なお、専用区画とは別に確保する場合は、児童1人につき1.65㎡以上の有効面積を確保すること。</p> <p>5 障害児加配加算</p> <p>障害児受入推進事業又は障害児受入強化推進事業による補助を受けている場合に、(1)と(2)の合算額（1支援の単位当たり年額）を加算する。</p> <p>(1) 障害児受入推進事業の補助を受けている場合 1,500,000円</p> <p>(2) 障害児受入強化推進事業の補助を受けている場合</p> <p>① 障害児を3人以上受け入れる場合</p> <p>ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 1,500,000円</p> <p>② 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合</p> <p>ア 職員を1人配置 1,500,000円 イ 職員を2人以上配置 3,000,000円</p> <p>③ 障害児を9人以上受け入れる場合</p> <p>ア 職員を1人配置 1,500,000円 イ 職員を2人配置 3,000,000円 ウ 職員を3人以上配置 4,500,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>
	障害児受入れのための研修経費及び環境を整備するためのコンサルティング経費等	6	<p>障害児受入環境整備加算 1,000,000円（1事業所当たり年額）</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>
	多様な遊び・体験活動を充実するた	7	<p>遊び・体験充実加算 1,500,000円（1支援の単位当たり年額）</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを</p>

		めの、講師謝礼や備品購入等の経費	1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額 に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。
学童クラブにおける昼食提供支援事業	学童クラブにおける昼食提供支援事業実施要綱に規定する事業に該当すること。	学童クラブにおける昼食提供支援事業実施要綱に規定する事業に要する経費	(1事業所当たり年額) 220,000円